

株式会社クオリティア(以下、「当社」といいます。))は、当社が提供する独自ドメイン・メールホスティングサービス「Active! world」(以下、「当社サービス」といいます。))に関して、当社サービスの利用契約をされる法人等の団体(以下「契約者」といいます。))との間に適用されるサービス利用約款を以下の通り定め、契約者は本約款を遵守して当社サービスの提供を受けるとともに、これを承諾します。

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、次条以下の規定にて定めた当社サービスの利用約款(以下「約款」といいます。))に基づき、この約款に定めるサービスを提供致します。また、当社はサービス毎又は契約者毎に別途個別約款(以下「個別約款」といいます。))を定めこれに基づきサービスの提供を行う場合があります。約款と個別約款の間に相違がある場合には、個別約款を優先します。

第2条(定義)

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 当社サービス

「Active! mail」によるWebメールサービス、並びに「Active! hunter」による迷惑メール・ウイルス対策サービスを含む独自ドメイン・メールホスティングサービスをいい、およびその他当社と契約者間で別途合意した付随するアプリケーションサービスの提供がある場合には、それらを総称していうものとします。

(2) 利用契約

契約者が当社サービスの提供を受ける為の契約を指し、契約規約としてはこの約款が適用されます。

(3) 契約者

当社と当社サービスの利用契約を締結している法人、組合等の団体を指します。

(4) 営業日

当社が当社サービスに対する各種のお申し込み、お問い合わせ等の受付を行う日。なお、これらの受付はすべて営業日のみに行います。(土日祝日並びに当社の指定する年末年始等の休日を除く日の10:00から17:00まで(以下、「営業時間」といいます))をその1日とします。営業日以外の日および営業時間外に当社に到着したお申し込み、お問い合わせ等につきましては、次に到来する営業日になされたものとみなします。)

第2章 当社サービスの利用契約

第1節 通則

第3条(当社サービスの内容)

1. 当社サービスの内容は、別添に定める通りとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、当社サービスを利用するものとします。
 - 【1】第33条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、当社サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - 【2】当社に起因しない当社サービスの不具合について、当社は一切その責を免れること
 - 【3】契約者は、利用契約等に基づいて、当社サービスを利用することができるものであり、当社サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第4条(サービス期間)

1. 当社サービスは、サービス期間の開始日より以前に提供することがありますが、契約上のサービス期間起算日は契約者の利用申込に対して当社がこれを合意したサービス期間に基づくものといたします。
2. サービスの開始日以降、契約者はサービス期間満了日までの利用料金を支払うことで、サービス期間満了日前においても当社サービスの利用契約を解約することが出来るものとします。
3. 当社サービスの利用契約はサービス期間満了の3ヶ月前までに当社又は契約者の何れかより書面による更新中止又は変更の申し出がない限り、同一条件にて更に1ヶ月間自動的に更新されるものとします。

第5条(権利等の譲渡禁止)

契約者は、当社サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡又は承継させることができません。但し、契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することが出来るものとします。また、解除にあたっては第16条(利用契約の解除)を準用するものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第2節 申し込み及び承諾等

第6条(利用契約の成立)

1. 当社は当社サービスの利用の申込を受けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込を受け取り、必要な審査・手続きを経た上で当該利用申込を受付けたものとします。
2. 利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。
3. 利用申込書の提出は、当社が認めた場合に限り、インターネット等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることが出来ます。

第7条(サービスの開始)

1. 当社サービスの利用契約が成立し、当社サービスの開始にあたっては、当社は契約者に対してサービスの開始日、申込内容を明記した提供サービス確認内容及び必要な各種ID、及びそれに対応したパスワードを文書又は電子メールで通知します。
2. 契約者は第1項の通知をもってサービス提供内容を確認したものとし、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、当社に定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第8条(申し込みの拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、当社サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - 【1】当社サービスの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【2】当社サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - 【3】申込者が当社又は当社サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【4】申込に係る当社サービスの提供又は当該サービスに係る装置の設置・保守が著しく困難な場合。
 - 【5】契約者が第11条(サービス提供の停止)に該当する行為を行ったことがある場合は行うおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【6】契約者が当社サービスにて利用すべき独自ドメインを持たない場合で、かつ独自ドメインを取得するための手続きを別途独自ドメイン取得・管理代行業者にて手続きする意思のない場合
 - 【7】前各号のほか、当社が利用契約の締結を適当でないとして判断したとき。
2. 前項の規定により、当社サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第3節 契約事項の変更等

第9条(サービスの変更等)

1. 契約者は、当社が定める申請方法に基づきサービス内容の変更を請求できます。
2. 前条の請求があった場合については第8条(申込の拒絶)を準用し、当社がその請求を承諾しないことがあります。
3. 第1項の変更に関する契約成立は第9条(サービスの開始)に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行います。

第10条(契約者の名称の変更等)

契約者は、申込書に記載した内容を変更したとき及び第11条(サービス提供の停止)【5】号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、当社に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

第4節 サービス提供の停止等

第11条(サービス提供の停止)

- 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当社サービスの提供を停止することがあります。
- 【1】当社サービス料金、割増料金又は遅延損害金等が支払期日を経過しても支払われないうとき
 - 【2】申込にあつての虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - 【3】当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
 - 【4】この約款及び利用契約に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - 【5】第7節に定める契約者の義務等に違反すると当社が判断したとき
 - 【6】契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき
 - 【7】法令に違反し又は公序良俗に反する態様において当社サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき
 - 【8】料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき
 - 【9】暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)であるとき、または反社会的勢力であったとき
 - 【10】役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき
 - 【11】当社に対して脅迫的な言動をしたとき、もしくは暴力を用いたとき、または当社の名誉・信用を毀損する行為を行ったとき
 - 【12】偽計または威力を用いて当社の業務を妨害したとき
 - 【13】当社に対して政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針が排除の対象とする不当要求をしたとき
 - 【14】反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせたとき
 - 【15】契約者またはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
 - 【16】親会社または子会社が前七号のいずれかに該当したとき
 - 【17】前各号の他、契約者が利用契約に違反し、当社の催告にもかかわらず違反は是正されないとき
 - 【18】その他、当社が不適切と判断するとき

第12条(サービス提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社サービスの提供を中止することがあります。
 - 【1】当社又は当社の指定した業者の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき
 - 【2】当社又は当社の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき
 - 【3】電気通信事業者又は当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより当社サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - 【4】その他、当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
2. 当社は前項【1】号の規定により当社サービスの提供を中止する場合は遅くともその7日前迄に、【2】号ないし【4】号の規定により当社サービスの提供を中止する場合は予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に当社の定める方法で通知します。但し、緊急及びやむを得ないときはこの限りではありませんが、緊急及びやむを得ない事情により予期せぬサービス提供の中止が発生した場合には、当該サービス提供の中止の発生から営業日ベースで3時間以内に当社の定める方法により契約者にその概要を通知するよう最善を尽くすものとします。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

第13条(サービス開始の遅延)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、当社サービスの開始時期を当社が通知する利用開始日より遅らせる場合があります。
 - 【1】申込に係る当社サービスの提供又は当該サービスに係る装置の設置・保守の開始が通常に比して困難な場合
 - 【2】電気通信事業者又は当社指定管理会社が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合
 - 【3】その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
2. 前項の規定により、当社サービスの開始時期を遅らせる場合は、当社は、申込者に対し、書面又は電話等の適切な方法をもってその旨を通知します。

第14条(サービス利用の制限)

1. 当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱って、当社サービスの利用を制限又は中止する場合があります。
2. 当社サービスをご利用の契約者は当社サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社が契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第15条(サービスの廃止)

当社は都合により、当社サービスの特定のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の3ヶ月前迄に当社が適切と判断する方法でその旨を通知します。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

第5節 利用契約の解除

第16条(利用契約の解除)

1. 契約者による利用契約の解除の日は、ある月の月末日のみ可能であるものとします。
2. 契約者は、サービスの利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面または電子メールにより通知するものとします。契約解除通知が当社に届いた日から契約解除日までの期間が1ヶ月未満の場合、契約解除通知が当社に到達した日の翌月末日を契約者の契約解除日とみなします。
3. 当社は、契約者が第11条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができます。
4. 当社は前項の規定により利用契約を解除するときは書面により契約者とその旨を通知します。この場合、契約者は期限の利益を失い、利用契約で定めたサービス期間における全ての当社に対する債務を遅滞なく一括弁済する責務があるものといたします。

サービス利用約款(2/3 ページ)

5. 契約者が、契約期間(自動更新による延長期間を含む)満了となる日より以前の日を契約解除日に指定して、利用契約の解除を希望する場合、契約者は当社に契約期間満了までの全利用代金を支払うことによりいつでも契約を解除することができます。

第6節 料金等**第17条(サービス料金)**

当社サービスの料金は下記の項目からなり、別途提供するサービス料金表に基づくものとします。

【1】初期費用

契約者がサービスを受けるにあたって支払う初期設定料を含む一時金からなります。

【2】サービス費用

契約者が当社サービス利用の対価として支払う費用で、サービス期間に応じた期間費用からなります。

【3】更新費用

契約者がサービス期間を更新するに当たって支払う更新設定のための各種費用を含む一時金からなります。

【4】その他の料金

契約者が当社サービス利用の対価として支払う費用で、本項前号の各号の料金項目に含まれない料金を別途定める場合があります。

【5】料金起算日

当社サービスの料金起算日は第6条(利用契約の成立)及び第7条(サービス開始)の規定により契約が成立し、当社が発送するサービス開設通知書若しくは電子メールでの同様の通知においてサービス開始日と併せて料金起算日として記載した日をいいます。

第18条(契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し、当社サービスの利用に関し、前条に規定した各費用をサービス種別毎に第20条(料金等の支払方法)に定める方法で支払うものとします。

2. 第11条(サービス提供の停止)の規定により当社サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る当社サービス料金額の算出については、当該サービスの請求があったものとして取り扱ふものとします。

3. 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は当社が指定するところに従い、当社サービスの料金等の支払いを行うこととします。

4. 契約者は第16条(利用契約の解除)に基づき利用契約を解除された場合、期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。契約者は、利用契約に基づく債務を当社又は当社の承継人に対する債権を以て相殺することはできません。

5. 第6条(利用契約の成立)に基づいて成立した利用契約の範囲を超える利用が契約者によってなされた場合、当社は事前に書面によって通知することにより第9条(サービスの変更)の規定にかかわらず当該契約内容を変更し、変更後の利用料金を請求できる権利を有するものとします。

第19条(料金等の計算方法)

料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金とします。

【1】利用開始月の料金の額は、当該月における当社サービスを提供した期間に対応する月額基本料金の額と初期料金の合計額とします。

【2】契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日は通知が到達した月の一ヶ月後の末日となり、解除当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。

第20条(料金等の支払方法)

1. 契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書に従い現金振込み又は口座振替により料金を支払うものとします。なお支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

2. 契約者と金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任が及びません。

第21条(サービス費用の改訂)

当社サービスの各費用の額は、別途当社が定めた額とします。尚、当社は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとします。

第22条(借増金)

当社サービスの料金等を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を借増金として支払うものとします。

第23条(遅延損害金)

契約者は当社サービスの料金等又は借増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき遅延金に対する年率14.5%の割合を算出した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第24条(消費税)

契約者が当社に対し当社サービス料金等を支払う場合において消費税等が賦課されるときは、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税等を加算した額とします。

第25条(契約解除に伴う料金等の清算方法)

利用契約が解約又は解除された場合(第16条第3項より解除された場合を除く)における当社サービス清算費用の額は、契約解除の日から当該最低利用期間末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第7節 契約者の義務等**第26条(自己責任の原則)**

1. 契約者は当社サービス内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は契約者が当社サービス内に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3. 契約者は当社サービスによって提供されるサービスを通じて契約者が発信した情報について一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとし、契約者が発信した情報により当社が損害を蒙った場合にはその損害を賠償するものとします。

4. 契約者が当社サービスによって提供されるサービスの利用に関して、当社の他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 契約者は当社サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条(ソフトウェア等の管理)

1. 契約者は当社サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

【1】契約者はソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと

【2】ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

【3】ソフトウェアの利用に関して、第36条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

2. 前項の規定に違反してソフトウェアを亡失又は毀損した場合は、当社のオペレータ又は当社が指定する者が当該ソフトウェアを復旧又は修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

第28条(アカウントの管理)

1. 契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードについて全面的な管理責任

を負うものとします。

2. 契約者は、ID又はパスワードを第三者(契約者の代表管理者以外)に利用させてはなりません。

3. 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、当社は責任を負いません。

第29条(バックアップ)

契約者は、契約者等が当社サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社におけるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第30条(電子メールによる応答義務)

1. 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達するように、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2. 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

第31条(禁止行為)

1. 契約者は、当社サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

【1】法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。

【2】当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

【3】個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、又はそれに類似する行為。

【4】個人情報等を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。

【5】当社又は第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

【6】当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。

【7】犯罪行為、犯罪行為をそそのかすもしくは容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。

【8】虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。

【9】公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

【10】無断進講(「ねずみ講」、それに類似する行為、又はこれを勧誘する行為)。

【11】わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類似する行為。

【12】風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下「風俗適正化法」といいます。)が規定する映像送信型風俗特殊営業、又はそれに類似する行為。

【13】インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類似する行為。

【14】当社サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。

【15】第三者の通信に支障を与える方法もしくはは態様において当社サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為。

【16】当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為もしくははアタック行為又は当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等に支障を与える方法もしくはは態様において当社サービスを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為もしくはそれに類似する行為。

【17】無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為、第三者が嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為又はそれに類似する行為。

【18】当社サービスを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害するもしくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為、又はそのおそれのある行為。

【19】第三者の通信環境を無断で国際電話もしくはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、又は設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。

【20】当社サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。

【21】他人のIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。

【22】その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくはは公序良俗に反する方法又は態様において当社サービスを利用する行為。

2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3. 第1項【2】号及び【13】号については、風俗適正化法又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に当社サービスの利用を認める場合があります。但し、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第11条(サービス提供の停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第11条(サービス提供の停止)に定める措置を行う場合に、契約者の違反行為に對しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第8節 損害賠償**第32条(損害賠償)**

1. 当社は、当社サービスの提供にあたって、契約者に対し負担する補償・賠償の責任の範囲を以下の通りとする。

一 当社は、当社が約款に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当社が負担する責任はその原因が当社の故意又は重大失に基づく場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が当社に支払ったサービス料金の総額を限度とします。これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社が予見していた場合を除いて特別の事情から生じた損害、逸失利益については何らの責任も負担しないものとします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失ふものとします。

2. 当社は、当社サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、当社サービスの提供が出来なかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を当社サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。

3. 当社は本条(損害賠償)第1項、第2項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとします。

第33条(免責)

サービス利用約款(3/3 ページ)

1. 当社が契約者に対して負う責任は、第 32 条損害賠償の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - [1] 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - [2] 契約者設備の障害又は当社サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - [3] 当社サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害
 - [4] 当社が第三者から導入して使用するコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの当社サービス用設備への侵入
 - [5] 善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない当社サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - [6] 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - [7] 当社サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - [8] 当社サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - [9] 電気通信事業者の提供する電気通信業務の不具合に起因して発生した損害
 - [10] 刑事訴訟法第 218 条 (令状)による差押え、捜索・検閲、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - [11] 当社の責に帰すことのできない事由による納品物の搬送途中での紛失等事故
 - [12] 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - [13] その他当社の責に帰すことのできない事由
2. 当社は、契約者等が当社サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

第9節 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第34条(ソフトウェアの著作権等)

1. 契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。
2. 契約者は、ソフトウェア等が当社サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第35条(データ等の取り扱い)

当社サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接及び間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第36条(データ・ソフトウェア等の消去)

1. 当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又は、第 11 条(サービス提供の停止)各号のいずれかに該当するときは、何らの補償をすること無しに、契約者に対し通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは転送を停止することがあります。
2. 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第37条(解約時のデータ・ソフトウェア等)

第 16 条(利用契約の解除)により、サービスを解除された場合、本契約の解除日の 1 ヶ月後にすべての情報を消去するものとします。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第38条(情報の管理)

1. 契約者から預かったデータを適切に保護するために必要なセキュリティ対策を実施することは、当社の責任です。ログデータを含む契約者データは、不正なアクセスや改ざんを防ぐため、当社の一部の人間しかアクセスできない、限られたアクセス権のもとで保管します。
2. 裁判所からの証拠提出命令など、法的に認められた形でお客様のデータの提供を要請された場合、当社は、契約者の許可なく、必要最小限の範囲で、契約者情報を外部に提供する可能性があります。
3. 当社は、本サービスの提供のために必要なデータのバックアップを取得していますが、契約者によるバックアップデータの復元等に関する要望は、承っていません。

第39条(セキュリティガイドラインの合意)

1. 契約者は本サービスの利用に当たり、当社ホームページ掲載のセキュリティガイドラインに記載されている内容について承諾したものとします。

第10節 雑則

第40条(個人情報の保護)

1. 「契約者の個人情報」とは、契約者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ID 及びパスワード、その他の記述等(記述、番号、記号その他の符号等を含む、本条第 3 項各号に定めるものを含みます。)により特定の契約者及び関係する個人等を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。「料金等情報」とは、契約者等の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る利用実績に関する情報を含みます。
2. 当社は、当社サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、裁判所の発する令状その他裁判所に従い開示する場合には、この限りではありません。
3. 契約者は、当社が当社サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報のうち次の【1】号ないし【6】号の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定めるその利用の目的(以下「利用目的」といいます。)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。
 - [1] 当社サービスの提供・問い合わせ対応等に伴い必要となる個人認証、料金等の請求、与信管理、システム運用、カスタマーサービス 運用、ならびに料金等の変更及び当社サービスの変更、追加又は廃止等に係る通知をするため、ユーザーID、会社名、部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所、その他契約情報(申込日、契約日、利用サービス、利用状況、料金等の支払方法等契約の内容に関する情報を含みます。)、及び料金等情報等を利用すること。
 - [2] 当社サービスの提供との関連において、会員等からの請求、問合せ及び苦情に対する対応、サポート、又は連絡をするため、氏名、ユーザーID 等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、及び料金等情報等を利用すること。
 - [3] 契約の解除に伴う退会処理のため、ユーザーID 等、通信履歴、及びその他当該契約者の退会処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も当社所定の期間保有し、利用すること。
 - [4] 個人情報の利用に関する当該契約者等の同意を求めるための、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等を行い、又は電話をするため、氏名、ユーザーID 等、住所、電話番号、及び電子メールアドレス等を利用すること。

- [5] その他任意に契約者の同意を得た利用目的のため、当該契約者の個人情報を利用すること。
- [6] 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること。
4. 契約者は、当社が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあればデータの訂正 又は利用の停止を求めることができるものとします。開示請求については、当該契約者本人であることを確認できた場合とさせていただきます。なお、開示請求 にあたり、当社が規定する所定の手数料を徴収させていただきます。
5. 契約者の個人情報の取扱いに関する当社お問合せ窓口は、当社営業部とします。

第41条(再委託)

当社は、契約者に対する当社サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第 39 条(個人情報の保護)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と 同等の義務を負わせるものとします。

第42条(通信設備等)

当社は、当社が当社サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、当社サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

第43条(接続業者)

当社は、当社サービスの利用のために必要もしくは適したインターネット接続環境又はインターネットサービスプロバイダ等の接続環境を指定することができます。当社は当社の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

第44条(指定ハードウェア及びソフトウェア)

当社は、当社サービスの利用のために必要又は適したハードウェア及びソフトウェアを指定することができます。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第45条(契約者の損害賠償責任)

契約者がこの約款及び利用契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第11節 その他

第46条(準拠法)

この規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第47条(合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第48条(お問い合わせ)

当社サービスに関する契約条件その他の全般的なお問合せ受付窓口は、当社営業部とします。

第49条(お問い合わせ先)

〈当社営業部連絡先〉
E-MAIL: cloud-sales@qualitia.co.jp
TEL:03-5623-2530(当社営業日の10:00~17:00)
FAX:03-5623-2535
〈当社サービスに関する技術的お問い合わせ窓口は、当社開発部サポート窓口とします。〉
〈当社開発部サポート窓口連絡先〉
E-MAIL: aw-support@qualitia.co.jp
TEL:03-5623-2538(当社営業日の10:00~17:00)
FAX:03-5623-2537

第12節 サービスレベルアグリーメント

第49条(サービスレベルアグリーメント)

1. クオリティア・サービスレベルアグリーメント(以下、「品質保証制度」といいます。)において使用する語句の定義は次のとおりとします。

[1] ダウンタイム

ドメインでユーザーエラー率が5%を上回る状態のことです。ダウンタイムは、サーバー側のエラー率に基づいて計測します。

[2] ダウンタイム期間

ドメインでダウンタイムが10分以上続く状態のことです。10分未満の断続的なダウンタイムは、ダウンタイム時間として計測しません。

[3] 各月の稼働率

各月の合計分数から、各月のダウンタイム期間の合計ダウンタイム分数を減算し、各月の合計分数で割った数値のことです。

[4] 計画メンテナンス

当社が計画メンテナンス期間をその開始5日前にお客様にご通知するダウンタイムのことです。計画メンテナンスは、品質保証制度においてダウンタイムとみなさず、ダウンタイム時間として計測しません。

2. 当社は、当社の監視システムより SMTP を利用したメール送信および HTTP/HTTPS を利用したアクセスが出来るかどうかを測定し、毎月1日から当該月末日までの稼働率(以下、「月間稼働率」といいます。)が99.9%を下回った場合、稼働率が99.9%を下回った以下の各段階に応じて、月額払条件の場合には翌月の利用料を減額して利用できるものとします。

[1] 稼働率が99.0%以上99.9%未満の場合:10%の減額

[2] 稼働率が95.0%以上99.0%未満の場合:25%の減額

[3] 稼働率が90.0%以上95.0%未満の場合:50%の減額

[4] 稼働率が90.0%未満の場合:100%の減額

3. 月間稼働率が99.9%を下回った場合、年額払条件の契約者は、その判断に従い、契約期間中に稼働率が99.9%を下回った月数分の期間を無償で契約期間延長とするか、または、次年度契約更新時の更新費用を契約期間中に稼働率が99.9%を下回った月数分を100%減額して利用できるものとします。

4. 前項の規定は、第12条(サービス提供の中止)、第13条(サービス開始の遅延)、第14条(サービス利用の制限)、第15条(サービスの廃止)および第16条(契約解除)第2項の規定に該当する事由がある場合は適用しません。

5. 契約者は、品質保証制度による減額の適用を受けようとするときは、月間稼働率が当社の保証する値を下回った月の翌月第10営業日以内に、所定の書式に従ってこれを申し出るものとします。この期間を経過したときは減額の適用を受けることができません。

6. 年額払の契約者においては、品質保証制度の適用対象となった月数分の期間を無償契約延長とするか更新費用等の減額に充てるかの選択は、契約期間満了の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。

制定・施行年月日(文書番号:QAW23001R0) : 2015年10月1日
改訂・施行年月日(文書番号:QAW23001R1) : 2017年11月1日
改訂・施行年月日(文書番号:QAW23001R1) : 2018年10月30日